

②経済団体等に向けた会員企業への周知に係る協力要請  
 ③職業安定機関との連携による企業への周知・説明等を積極的に実施しているところ等。

また、平成27年度も引き続き、新たに制度の適用が見込まれる事業主を個別訪問することにより改正納付金制度に係る申告・申請等について、きめ細かな周知・説明を実施することとしています。(厚生労働省の回答)

**(5) プール監視業務の警備業法上の取扱い**

ア 監視業務の位置付け等の周知徹底を  
 警察庁が発出した「プール監視業務を外部に委託する場合における警備業の認定の要否について」(平成24年6月25日付事務連絡)を受けて、都道府県警察においては、プール管理者となり得る自治体等に対し、プール監視業務を有償で委託する場合は、警

備業の認定を受けた業者を行うよう要請をしたり、自治体等からの問合せに応じて、警備業の認定が必要な業務形態や解釈について教示することにより、理解を求めております。

なお、都道府県警察には、「プール監視業務への対応について」(平成27年3月24日付け事務連絡)を発出し、改めて自治体等の発注者側において、プール監視業務は人命にかかわる重要な業務であり、これを有償で外部委託する場合は、都道府県公安委員会の認定を受けた警備業者への委託が周知されているかを確認するよう指示したところ

イ 監視員を対象とした新たな号の設置や教育を  
 警備業法第2条第1項第1号に規定するいわゆる施設警備業務は、多様な形態の警備業務を包含するもので、プール監視業務もこれに含まれます。

既存の業務形態(同項各号)に当てはまらない新たな業務形態を新規に規制する場合は、新たな号を創設する必要がありますが、プール監視業務については既存の業務形態に該当しますので、その必要はないと考えます。

なお、プール監視業務に従事する警備員の教育内容については、平成25年3月5日付で、(公社)全国ビルメンテナンス協会及び(一社)全国警備業協会に対し、必要な教育内容を示した「プール監視業務に従事する警備員の教育内容について(要請)」を発出しているところ、(一社)全国警備業協会では、教本「施設警備業務におけるプール監視業務」を作成したほか、プール安全監視セミナーを開催しており、また、(一社)東京都警備業協会では、定期的に救急救命講習会を実施し、警備員の資質向上を図っているところとあります。(警察庁の回答)

**都の建物維持管理委託の基本的考え方と具体的対応**

東京都財務局は、6月18日付で建物維持管理委託に係る都の基本的な考え方と具体的な対応について公表。その内容を抜粋して掲載する。

**\* 価格点の上限設定 [事例]**

予定基準価格：1,000万円  
 満点の価格点：100点  
 価格点の上限(4割)：40点  
 価格点の計算式=満点価格点-(入札価格/予定基準価格)×満点の価格点

入札参加者	入札価格	見直し前の価格点	見直し後の価格点
A社	500万円	100-(500万円/1,000万円)×100=50点	計算式による価格点(50点)が価格点の上限(40点)を超過するため40点となる。
B社	800万円	100-(800万円/1,000万円)×100=20点	20点
C社	600万円	100-(600万円/1,000万円)×100=40点	40点

1 改正品確法に基づく建物維持管理等に関すること

【基本的な考え方】  
 建物維持管理等の業務委託における品質確保に向けた取組は、都民サービスの向上、施設の安全性向上を図るうえでも重要である。このことは、都有施設の更新計画を策定した「第二次主要施設10か年維持更新計画」の中でも、「都府有施設の長寿命化を図るためには、建物を整備する段階のほかに維持管理段階においても適切な維持管理が必要」としている。また、適切な維持管理ができる受注者を選定する有効な手段として、価格以外の要素を評価する総合評価方式を建物維持管理分野にも導入し拡大していく。これらの取組は、改正品確法の趣旨の実現につながることも、「世界一の都市・東京」の実現にも資するものと考えられる。

3 契約内容の履行確保と入札参加資格の審査に関すること

【基本的な考え方】  
 改正品確法の趣旨を実現するため適切な資格審査・履行成績評価により、日々履行の観点だけでなく、年間を通じて質の高い履行を確保していく。

4 十分な予算措置及び適正な予定価格に関すること

【基本的な考え方】  
 発注者としての業務マネジメントの観点から、必要な予算措置及び適正な予定価格の設定を行う。

5 障害者雇用の促進に関すること

【基本的な考え方】  
 障害者雇用の促進を図るため、引き続き関係局と連携しながら、障害者就業施設等の受注機会の増大に努める。

2 総合評価制度及び複数年契約の拡充に関すること

【基本的な考え方】  
 平成27年度(準備契約)における新規案件等の試行結果を効果検証し、総合評価方式及び複数年契約の活用を促し、制度の定着を図っていく。

【具体的取組】  
 ○価格点と技術点の得点配分の見直し(4月1日施行)  
 ○価格点の上限設定(4月1日施行) \*表参照

**第82回 評議員選考委員会の設置を承認**

東京ビル政連は6月9日、ビルメンテナンス会館で「第82回評議員選考委員会」を開催し、「理事辞任に伴う対応」と「評議員選考委員会の設置」について審議した。

理事辞任に伴う対応では、佐々木理事長から、規約に定める理事の定数以内であるため、中川治男理事辞任に伴う補充の措置は取らないという提案があり、全会一致で承認。評議員選考委員会の設置については、佐々木理事長より、平成27・28年度の評議員選出に伴う評議員選考委員会を設置したいとする提案があり、全会一致で承認された。

**東京ビル政連の動き**

平成27年4月～8月の動き

- 〔4月7日〕第81回理事会
- 〔6月9日〕第82回理事会
- 〔6月11日〕第1回評議員選考委員会
- 〔6月16日〕秋元司君と未来を語る会
- 〔6月18日〕都議会自民党BM議員連盟・財務局との意見交換会
- 〔7月1日〕第2回評議員選考委員会
- 〔7月7日〕第83回理事会
- 〔7月7日〕相川博君都議会自民党幹事長就任を祝う会
- 〔7月13日・14日〕東京都議会議員高木けい 平成27年度報告会
- 〔7月14日〕上期監査/理事・監事推薦委員会
- 〔7月28日〕第7回評議員会

**第81回 要望の回答などを報告**

東京ビル政連は4月7日、ビルメンテナンス会館で「第81回理事会」を開催。今回、審議事項はなく、平成27年度東京都所有の建築物の維持管理に関する要望の回答などについて報告があった。

このほか佐々木理事長より、中川治男理事から健康上の理由で辞任届(4月10日付)

**第83回 評議員会の招集と進行を承認**

東京ビル政連は7月7日、ビルメンテナンス会館で「第83回理事会」を開催し、「第7回評議員会」の招集と進行について審議を行い、全会一致で承認した。



榎本新副会長



佐藤新理事長



横田新幹事長



鈴木新副会長

**第7回評議員会 新理事長に佐藤博氏就任**

―新役員体制が決定―

東京ビル政連は7月28日、ビルメンテナンス会館にて第7回評議員会を開催した。品確法のガイドライン等についての説明をいただいた。佐々木理事長からのあいさつ、一般報告では中川前理事の退任と計報が驚見事務局長より報告され

た。その後「平成27・28年度理事等選任案承認の件」の審議へと移った。政治連盟では、評議員の中の理事・監事推薦委員が理事・監事の候補者を提案するとの規定があり、規定に則り、坂上評議員から理事9名、監事1名の提案が行われ、全会一致で承認された。

その後、10年間理事として活動し、今回任期満了で退任される小野寺理事と酒寄理事に佐々木理事長より感謝状の贈呈が行われた。

第7回評議員会決議に伴い、臨時理事会が開催された。まず理事の互選により佐藤博氏が理事長に就任。その後、佐藤理事長の指名により鈴木副理事長、榎本副理事長、横田幹事長、高安会計責任者、山田職務代行者の就任が決定した。相談役には一戸前々理事と佐々木前理事長が委嘱され、事務局長には引き続き驚見博史氏が任命された。

また、平成27年度も引き続き、新たに制度の適用が見込まれる事業主を個別訪問することにより改正納付金制度に係る申告・申請等について、きめ細かな周知・説明を実施することとしています。(厚生労働省の回答)

また、平成27年度も引き続き、新たに制度の適用が見込まれる事業主を個別訪問することにより改正納付金制度に係る申告・申請等について、きめ細かな周知・説明を実施することとしています。(厚生労働省の回答)